

**【表紙】**

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年2月6日
【四半期会計期間】	第47期第3四半期（自平成26年10月1日至平成26年12月31日）
【会社名】	株式会社アーク
【英訳名】	ARRK CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 康夫
【本店の所在の場所】	大阪市中央区南本町二丁目2番9号
【電話番号】	06(6260)1801(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 河本 俊之
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区南本町二丁目2番9号
【電話番号】	06(6260)1040
【事務連絡者氏名】	執行役員 河本 俊之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第46期 第3四半期連結 累計期間	第47期 第3四半期連結 累計期間	第46期
会計期間	自平成25年 4月1日 至平成25年 12月31日	自平成26年 4月1日 至平成26年 12月31日	自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日
売上高 (百万円)	39,864	37,945	51,654
経常利益 (百万円)	3,275	1,883	4,159
四半期(当期)純利益 (百万円)	5,699	1,510	8,531
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	7,706	1,976	10,631
純資産額 (百万円)	29,508	28,019	32,107
総資産額 (百万円)	55,938	43,192	45,729
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	51.54	6.18	77.16
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	7.08	2.44	10.60
自己資本比率 (%)	51.4	63.8	69.2

回次	第46期 第3四半期連結 会計期間	第47期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成25年 10月1日 至平成25年 12月31日	自平成26年 10月1日 至平成26年 12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	27.15	1.47

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ)は、含まれておりません。

## 2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動は次のとおりであります。

なお、第1四半期連結会計期間より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況  
1 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

当第3四半期連結累計期間において、以下の会社が新たに提出会社の親会社及び主要株主である筆頭株主となりました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 被所有割合 (%)	関係内容
OPI・11(株) (注)1	東京都港区	7,651	当社の株券等の取得及び所有	81.03	経営人材の派遣 役員の兼任あり

(注)1．平成26年6月24日より平成26年8月19日までに実施されたOPI・11(株)による当社株式に対する公開買付の成立、並びに平成26年8月26日付で(株)地域経済活性化支援機構が本公開買付けに応募しなかった優先株式について金銭対価取得請求権を行使した結果、同日付でOPI・11(株)の当社への議決権所有割合が81.03%となり、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主となっております。

当第3四半期連結累計期間において、以下の会社が新たに提出会社の親会社となりました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 被所有割合 (%)	関係内容
OPI2002 投資事業組合 (注)2 (注)3	東京都港区		投資事業	81.03	記載すべき関係はありません。
オリックス・プリンシパル・インベストメンツ(株) (注)2	東京都港区	68	投資事業	81.03	経営人材の派遣 役員の兼任あり
オリックス(株) (注)2	東京都港区	220,051	多角的金融サービス業	81.03	経営人材の派遣

(注)2．平成26年8月26日付でOPI・11(株)が当社の親会社及び主要株主である筆頭株主となったことに伴い、OPI・11(株)の親会社であるOPI2002投資事業組合、オリックス・プリンシパル・インベストメンツ(株)及びオリックス(株)も、OPI・11(株)を通じて当社株式を間接的に保有することになるため、当社の親会社に該当することとなります。

3．平成14年に設立された民法上の組合であります。

当第3四半期連結累計期間において、以下の会社が親会社及び主要株主である筆頭株主に該当しないこととなりました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 被所有割合 (%)	関係内容
(株)地域経済活性化支援機構 (注)4	東京都千代田区	23,084	事業再生の支援	85.40	当社への出資 経営人材の派遣 役員の兼任あり

(注)4．上記は、異動前における状況であります。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間の世界経済は、米国経済においては回復基調が強まっているものの、欧州経済においては緊縮財政や失業率の高止まりが引き続き景気抑制に作用しました。また中国を含む新興国における経済は低成長が続くなど、総じて弱い動きとなりました。国内においては原油安が企業収益にプラスに作用したものの、円安による原材料高や、物価上昇に伴う消費者マインドの低下、海外景気の下振れなどにより先行き不透明な状況で推移しました。その中で主力事業であるオートモーティブ事業においては、新規開発の遅れはあったものの、ユーザーの開発意欲は旺盛であり、今後も需要の増加が見込まれております。

このような状況のもと、当社はグローバルに事業を拡大し、成長することを目指し連結経営管理体制の強化などの諸施策を講じてまいりました。

これらの結果、当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高37,945百万円（前年同四半期比4.8%減）、営業利益2,114百万円（前年同四半期比15.5%減）、経常利益1,883百万円（前年同四半期比42.5%減）、四半期純利益1,510百万円（前年同四半期比73.5%減）となりましたが、当第3四半期連結累計期間未までに連結除外した子会社の影響を除くと、下表のとおり売上高は4,804百万円の増加（前年同四半期比14.5%増）、営業利益は463百万円の増加（前年同四半期比28.1%増）となりました。

なお、当第3四半期連結累計期間及び前第3四半期連結累計期間の、連結損益計算書に含まれる連結の範囲から除外された連結子会社の影響は以下のとおりであります。（下記表中の「差引」欄の各金額は、当第3四半期連結累計期間末において連結の範囲に含めております当社グループの売上高及び営業利益の合計額を示しております。）

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)			当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)		
	連結損益 計算書	内、当第3四半 期連結累計期間 未までに連結除 外した子会社	差引	連結損益 計算書	内、当第3四半 期連結累計期間 未までに連結除 外した子会社	差引
売上高(百万円)	39,864	6,723	33,141	37,945	-	37,945
営業利益(百万円)	2,502	851	1,651	2,114	-	2,114

セグメントの業績は、次のとおりであります。

なお、第1四半期連結会計期間より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前年同四半期比較については、前年同四半期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

#### オートモーティブ事業

オートモーティブ事業におきましては、国内では、引き続き円安効果に支えられた輸出企業の活況を背景に、既存顧客の拡大に取り組んだ結果、増収となりました。一方、海外では、欧州は需要回復を捉え拡販しましたが、中国では景気の減速を受け受注は低調に推移しました。これらの結果、売上高19,663百万円（前年同四半期比14.5%増）、営業利益1,818百万円（前年同四半期比18.6%増）となりました。なお、当第3四半期連結累計期間末までに連結除外した子会社の影響はありません。

#### エンジニアリング事業

エンジニアリング事業におきましては、航空機分野における設計派遣業の受注低迷や、顧客都合によるプロジェクトの中止などを受け減収となったものの、自動車分野で既存顧客を拡大しました。これらの結果、売上高11,386百万円（前年同四半期比13.8%増）、営業利益287百万円（前年同四半期比49.1%減）となりました。なお、当第3四半期連結累計期間末までに連結除外した子会社の影響はありません。

#### コンシューマー事業

コンシューマー事業におきましては、国内では、アミューズメント業界の受注堅調により拡販すると共に、民生機器業界では需要回復の基調を受け順調に推移しました。一方、海外でも、欧州において試作事業が好調に推移すると共に、アジアにおいても新規顧客の拡大により、好調に推移しました。これらの結果、売上高7,334百万円（前年同四半期比15.8%増）、営業利益717百万円（前年同四半期比26.7%増）となりました。なお、当第3四半期連結累計期間末までに連結除外した子会社の影響はありません。

#### (2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、重要な変更及び新たに生じた問題はありません。

#### (3) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、71百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	900,000,000
B種優先株式	50,000,000
計	1,000,000,000

(注) 定款において種類別の発行可能株式総数は普通株式は900,000,000株、B種優先株式は50,000,000株と定めております。但し、発行可能株式総数と種類別の発行可能株式総数の合計との一致については会社法上要求されていないため、発行可能株式総数は1,000,000,000株と定めております。

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成27年2月6日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	338,657,431	338,657,431	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株
B種優先株式	23,704,319	23,704,319	非上場	単元株式数100株 (注)1(注)2
計	362,361,750	362,361,750	-	-

(注)1. B種優先株式は、現物出資(債務の株式化 10,311百万円)によって発行されたものであります。

(注) 2. B種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 剰余金の配当

B種優先株式に係る剰余金の配当については、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に対する剰余金の期末配当、中間配当又は臨時配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対し、B種優先株式1株につき普通株式1株当たりの配当額と同額の剰余金を支払うものとする。

(2) 優先順位

普通株式及びB種優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

(3) 残余財産の分配

残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)の金銭を支払う。

非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 議決権

B種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。B種優先株式の1単元の株式数は、100株とする。

(5) 種類株主総会における決議

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、B種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(6) 普通株式を対価とする取得請求権

取得請求権

B種優先株主は、下記に定める取得を請求することができる期間中いつでも、当社に対して、自己の有するB種優先株式の全部又は一部を普通株式を対価として取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、B種優先株主がかかる取得の請求をしたB種優先株式を取得すると引換えに、下記に定める財産を当該B種優先株主に対して交付するものとする。

取得を請求することができる期間

B種優先株式の払込期日の5年後の応当日の翌日(当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日)以降とする。ただし、(7)に基づき当社が金銭を対価とする取得条項に係るB種優先株式取得日を定めた場合、当社がB種優先株主及びB種優先登録株式質権者に対し、B種優先株式取得日を通知又は公告した日からB種優先株式取得日までの間、B種優先株主は本項に基づく普通株式を対価とする取得請求権を行使できないものとする。

取得と引換えに交付すべき財産

当社は、B種優先株式の取得と引換えに、B種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式数にB種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記及びに定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

当初取得価額

取得価額は、当初145円とする。

取得価額の調整

イ. B種優先株式の発行後に以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

1. 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

2. 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

3. 下記二に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本3.において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、取得価額調整式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left( \begin{array}{l} \text{（発行済普通株式の数} \\ - \\ \text{当社が保有する普通株式の数）} + \end{array} \frac{\text{新たに発行する1株当たりの普通株式の数} \times \text{払込金額}}{\text{1株当たりの時価}} \right)}{\left( \begin{array}{l} \text{（発行済普通株式の数} \\ - \\ \text{当社が保有する普通株式の数）} \\ + \\ \text{新たに発行する普通株式の数} \end{array} \right)}$$

4. 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記二に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本4.において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本4.において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
5. 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額が下記二に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本5.において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。ただし、本5.による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。



ロ．上記イに掲げた事由によるほか、下記１．又は２．のいずれかに該当する場合には、当社はＢ種優先株主及びＢ種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。

- １．合併、株式交換、株式移転、吸収分割又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ２．前１．のほか、普通株式の発行済株式の総数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

ハ．取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。

ニ．取得価額調整式に使用する普通株式１株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）とする。

ホ．取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が１円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて、調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

#### 合理的な措置

上記 ないし に定める取得価額は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

#### 取得請求受付場所

大阪市中央区伏見町三丁目６番３号

三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部

#### 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記 に記載する取得請求受付場所に到達したときに発生する。

### (7) 金銭を対価とする取得条項

#### 金銭を対価とする取得条項

当社は、Ｂ種優先株式の払込期日の翌日以降、取締役会が別に定める日（以下、「Ｂ種優先株式取得日」という。）が到来することをもって、法令上可能な範囲で、Ｂ種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、かかるＢ種優先株式を取得するのと引換えに、下記 に定める財産をＢ種優先株主に対して交付するものとする。なお、Ｂ種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

#### 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、Ｂ種優先株式の取得と引換えに、Ｂ種優先株式１株につき、Ｂ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ｂ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を交付する。

### (8) 普通株式を対価とする取得条項

当社は、Ｂ種優先株式の払込期日の１年後の応当日の翌日以降、取締役会が別に定める日（以下、「Ｂ種優先株式一斉転換日」という。）が到来することをもって、普通株式の交付と引換えに、Ｂ種優先株式の全部を取得することができる。この場合、当社は、かかるＢ種優先株式を取得するのと引換えに、かかるＢ種優先株式の数にＢ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ｂ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、Ｂ種優先株式一斉転換日における取得価額（(6) に準じて調整される。）で除して得られる数の普通株式をＢ種優先株主に対して交付するものとする。Ｂ種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に１株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

### (9) 株式の分割又は併合及び株式無償割当て

#### 分割又は併合

当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及びＢ種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

#### 株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式及びＢ種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(10) 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(11) 譲渡制限

譲渡によるB種優先株式の取得については当社の取締役会の承認を要する。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年10月1日～ 平成26年12月31日	-	362,361	-	2,000	-	11,900

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成26年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	B種優先株式 23,704,200	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,743,800	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 333,907,700	3,339,077	-
単元未満株式	普通株式 5,931 B種優先株式 119	-	-
発行済株式総数	362,361,750	-	-
総株主の議決権	-	3,339,077	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式600株(議決権の数6個)が含まれております。

【自己株式等】

平成26年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社アーク	大阪市中央区南本町二丁目2番9号	4,743,800	-	4,743,800	1.31
計	-	4,743,800	-	4,743,800	1.31

## 2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

### (1) 新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)	就任年月日
取締役	経営企画 本部副本 部長	松本 展明	昭和49年 5月28日生	平成9年4月 オリックス株式会社入社 平成23年10月 同社事業投資本部事業投資グループシニアヴァイスプレジデント(現任) 平成26年9月 当社取締役(現任)	(注)	-	平成26年 9月30日
取締役	-	入江 修二	昭和38年 3月14日生	平成13年5月 みずほ証券株式会社入社 平成23年4月 オリックス株式会社入社 同社事業投資グループ長 平成23年6月 オリックス・プリンシパル・インベストメンツ株式会社代表取締役 平成23年9月 オリックス株式会社事業投資本部副本部長 平成23年10月 オリックス・ホールセール証券株式会社取締役 平成24年1月 オリックス・ホールセール証券株式会社代表取締役 平成25年1月 オリックス株式会社執行役(現任) 平成26年1月 同社事業投資本部長(現任) 平成26年9月 当社取締役(現任)	(注)	-	平成26年 9月30日
取締役	-	三宅 誠一	昭和43年 4月15日生	平成4年4月 オリックス株式会社入社 平成24年4月 同社事業投資本部事業投資グループ長(現任) 平成25年8月 オリックス・プリンシパル・インベストメンツ株式会社代表取締役(現任) 平成26年5月 OPI・11株式会社代表取締役(現任) 平成26年9月 当社取締役(現任)	(注)	-	平成26年 9月30日
取締役	-	高井 伸太郎	昭和48年 1月24日生	平成11年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 長島・大野法律事務所(現長島・大野・常松法律事務所)入所 平成19年1月 同所パートナー(現任) 平成22年2月 三起商行株式会社社外監査役(現任) 平成26年9月 当社取締役(現任)	(注)	-	平成26年 9月30日
監査役	-	中田 貴夫	昭和48年 5月25日生	平成10年10月 センチュリー監査法人(現新日本有限責任監査法人)入所 平成14年4月 公認会計士登録 平成14年7月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 平成26年4月 中田公認会計士事務所開設 平成26年6月 株式会社KRフードサービス社外監査役(現任) 平成26年9月 当社監査役(現任)	(注)	-	平成26年 9月30日
監査役	-	赤嶋 知行	昭和52年 4月17日生	平成13年9月 澤公認会計士事務所入所 平成19年2月 オリックス株式会社入社 同社事業投資本部事業投資グループヴァイスプレジデント(現任) 平成26年9月 当社監査役(現任)	(注)	-	平成26年 9月30日

(注) 平成26年9月30日開催の臨時株主総会の終結の時から平成27年3月期に関する定時株主総会の終結の時まで

( 2 ) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	-	中桐 悟	平成26年9月30日
取締役	-	中西 雅也	平成26年9月30日
取締役	-	高橋 和重	平成26年9月30日
取締役	-	櫻田 浩一	平成26年9月30日
監査役	-	細川 敬章	平成26年9月30日
監査役	-	中島 宏記	平成26年9月30日

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	15,980	12,277
受取手形及び売掛金	12,327	13,457
電子記録債権	353	599
商品及び製品	355	405
仕掛品	828	813
原材料及び貯蔵品	750	767
繰延税金資産	448	426
その他	1,851	1,667
貸倒引当金	238	198
流動資産合計	32,656	30,215
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物	6,713	6,176
減価償却累計額	4,118	3,596
建物及び構築物(純額)	2,594	2,579
機械装置及び運搬具	8,995	9,627
減価償却累計額	5,213	5,692
機械装置及び運搬具(純額)	3,781	3,935
工具、器具及び備品	2,812	3,122
減価償却累計額	1,805	2,064
工具、器具及び備品(純額)	1,007	1,058
土地	1,834	1,866
建設仮勘定	268	270
有形固定資産合計	9,486	9,710
<b>無形固定資産</b>		
のれん	1,205	1,127
その他	404	458
無形固定資産合計	1,610	1,585
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	1,178	1,077
長期貸付金	31	28
繰延税金資産	42	60
その他	768	540
貸倒引当金	45	27
投資その他の資産合計	1,976	1,679
<b>固定資産合計</b>	13,072	12,976
<b>資産合計</b>	45,729	43,192

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,576	4,223
短期借入金	70	1
1年内返済予定の長期借入金	125	106
リース債務	194	174
未払金	675	557
未払法人税等	764	915
未払費用	1,323	1,211
前受金	2,497	3,403
賞与引当金	732	540
その他の引当金	191	175
その他	911	1,578
流動負債合計	11,062	12,888
固定負債		
社債	30	15
長期借入金	127	56
リース債務	450	327
繰延税金負債	1,698	1,631
再評価に係る繰延税金負債	14	14
役員退職慰労引当金	5	-
その他の引当金	103	88
退職給付に係る負債	125	148
その他	3	2
固定負債合計	2,559	2,284
負債合計	13,622	15,172
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	12,080	11,908
利益剰余金	17,242	12,901
自己株式	9	9
株主資本合計	31,312	26,800
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	110	84
土地再評価差額金	162	162
為替換算調整勘定	388	818
その他の包括利益累計額合計	337	740
少数株主持分	456	478
純資産合計	32,107	28,019
負債純資産合計	45,729	43,192



## ( 2 ) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

( 単位 : 百万円 )

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
売上高	39,864	37,945
売上原価	30,377	30,166
売上総利益	9,487	7,778
販売費及び一般管理費	6,984	5,664
営業利益	2,502	2,114
営業外収益		
受取利息	63	19
為替差益	381	-
持分法による投資利益	82	110
貸倒引当金戻入額	690	2
その他	142	103
営業外収益合計	1,361	236
営業外費用		
支払利息	463	91
為替差損	-	100
その他	124	275
営業外費用合計	588	467
経常利益	3,275	1,883
特別利益		
固定資産売却益	77	30
投資有価証券売却益	2,778	276
関係会社株式売却益	3,512	-
その他	25	-
特別利益合計	3,393	106
特別損失		
固定資産除売却損	36	23
事業構造改善費用	1,536	-
減損損失	13	-
その他	35	3
特別損失合計	1,622	27
税金等調整前四半期純利益	5,047	1,963
法人税、住民税及び事業税	796	432
法人税等調整額	1,608	26
法人税等合計	811	405
少数株主損益調整前四半期純利益	5,859	1,557
少数株主利益	160	46
四半期純利益	5,699	1,510

【四半期連結包括利益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	5,859	1,557
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	367	24
為替換算調整勘定	1,468	427
持分法適用会社に対する持分相当額	11	14
その他の包括利益合計	1,847	418
四半期包括利益	7,706	1,976
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	7,446	1,914
少数株主に係る四半期包括利益	260	61

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

1. 連結の範囲に関する事項の変更

(1) 連結範囲の変更

当第3四半期連結累計期間の連結範囲の変更は減少1社であり、次のとおりであります。

(清算により連結除外した会社)

第1四半期連結会計期間・・・・・・1社  
オランダアーク

(2) 変更後の連結子会社の数

20社

2. 持分法の適用に関する事項の変更

(1) 持分法適用関連会社

当第3四半期連結累計期間の持分法適用範囲の変更は減少1社であり、次のとおりであります。

(重要性の低下により持分法除外した会社)

第1四半期連結会計期間・・・・・・1社  
㈱シボックスの子会社

(2) 変更後の持分法適用関連会社の数

4社

(追加情報)

連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、第1四半期連結会計期間より連結納税制度を適用しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 偶発債務

(1) 保証債務

該当事項はありません。

(2) 手形割引高

該当事項はありません。

(3) 売上債権の売却残高

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

1 事業構造改善費用の内訳は次のとおりであります。

前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

場所	内容	(百万円)
国内5件 アジア4件	事業再構築に伴う子会社株式の譲渡及び譲渡約定等の損失	1,449
国内2件 アジア1件 欧州2件	事業再構築に伴う資産人員整理等の損失	86
合計		1,536

当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

該当事項はありません。

2 「投資有価証券売却益」

前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

投資有価証券売却益の主なものは、(株)C & Gシステムズ株式の一部売却に係るものが778百万円であります。

当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3 「関係会社株式売却益」

前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

関係会社株式売却益の主なものは、連結子会社であった(株)C & Gシステムズ株式の一部売却に係るものが2,511百万円であります。

当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
減価償却費	1,214百万円	967百万円
のれんの償却額	76	78

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成25年7月29日付で、資本金及び資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振替えた後、同日付でその他資本剰余金を減少し、繰越利益剰余金に振替え、欠損填補を行っております。

この結果、当第3四半期連結累計期間において資本金が10,171百万円、資本準備金が3,898百万円、その他資本剰余金が2百万円減少し、当第3四半期連結会計期間末において資本金が2,000百万円、資本剰余金が12,080百万円となっております。なお、株主資本の合計金額には、著しい変動はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成26年8月26日付で(株)地域経済活性化支援機構による金銭対価取得請求権行使を受け、6,020百万円で自己株式として取得したA種優先株式100,000,000株の全てにつき、平成26年8月27日付の取締役会決議に基づき消却を行っております。

この結果、当第3四半期連結累計期間において資本剰余金171百万円及び利益剰余金5,848百万円が減少し、当第3四半期連結累計期間末において自己株式が9百万円、資本剰余金が11,908百万円、利益剰余金が12,901百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書計 上額(注)3
	オートモー ティブ事業	エンジニア リング事業	コンシュー マー事業	計			
売上高							
外部顧客への売上高	17,004	9,992	6,144	33,141	6,723	-	39,864
セグメント間の内部 売上高又は振替高 (注)4	172	10	191	373	-	373	-
計	17,177	10,003	6,335	33,515	6,723	373	39,864
セグメント利益	1,533	564	566	2,664	851	1,012	2,502

(注)1. 「その他」の区分には、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、売却した子会社の情報を表示しております。

2. セグメント利益の調整額 1,012百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 1,000百万円、セグメント間取引消去による発生額 12百万円が含まれております。
3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
4. セグメント間の内部売上高又は振替高には、比較可能性を確保するため、報告セグメントである「オートモーティブ事業」、「エンジニアリング事業」及び「コンシューマー事業」間の取引から発生した金額を表示しております。

当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書計 上額(注)2
	オートモー ティブ事業	エンジニア リング事業	コンシュー マー事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	19,438	11,385	7,121	37,945	-	37,945
セグメント間の内部 売上高又は振替高	224	0	212	438	438	-
計	19,663	11,386	7,334	38,384	438	37,945
セグメント利益	1,818	287	717	2,823	708	2,114

(注)1. セグメント利益の調整額 708百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 704百万円、セグメント間取引消去による発生額 4百万円が含まれております。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

当社グループは従来報告セグメントを「開発支援事業」、「量産事業」及び「金型事業」の3区分としておりましたが、前連結会計年度以前の「量産事業」及び「金型事業」に含まれる連結子会社売却を契機に、第1四半期連結会計期間より事業区分の見直しを行っております。これにより、報告セグメントを「オートモーティブ事業」、「エンジニアリング事業」及び「コンシューマー事業」の3区分に変更しております。なお、一部事業体制の見直しにより、当第3四半期連結会計期間より、従来「オートモーティブ事業」セグメントに含まれていた解析事業等を「エンジニアリング事業」セグメントに含めております。

前第3四半期連結累計期間のセグメント情報については、当該事象による変更を反映したものに組み替えて開示しており、売却した子会社については変更後の報告セグメントに含まれない事業セグメントであるため、「その他」に区分しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	51.54円	6.18円
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	5,699	1,510
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	5,699	1,510
普通株式の期中平均株式数(千株)	110,580	244,429
普通株式	63,357	209,949
普通株式と同等の株式	47,222	34,480
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	7.08円	2.44円
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	694,445	374,414
A種優先株式	600,000	305,454
B種優先株式	47,408	47,408
C種優先株式	47,037	21,551

- (注) 1. B種優先株式、C種優先株式は剰余金の配当請求権について普通株式として同等の権利を有しているため普通株式と同等の株式としております。
2. 平成26年8月5日付で当社が取得したA種優先株式50,000,000株及びC種優先株式23,518,613株、並びに平成26年8月26日付で㈱地域経済活性化支援機構による金銭対価取得請求権行使を受け取得したA種優先株式100,000,000株の全てにつき、平成26年8月27日付の取締役会決議に基づき消却を行ったため、当第3四半期連結累計期間末においてA種及びC種優先株式の残高はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 2月 6日

株式会社アーク

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 田 明 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 池 田 賢 重 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アークの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アーク及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。